

横浜市立動物園における動物福祉（アニマルウェルフェア）規程

制定 令和5年5月8日

（目的）

第1条 この規程は、横浜市立動物園の管理運営のうち動物福祉（以下、「アニマルウェルフェア」とする。）に関して必要な事項を定め、アニマルウェルフェアを適正な水準で推進することを目的とする。

（定義）

第2条 アニマルウェルフェアとは、2018年のWorld Organisation for Animal Healthの宣言に基づくもので、この規程で定めるアニマルウェルフェアとは、横浜市立動物園で飼育および展示する動物を対象とし、動物の飼育および展示における個々の身体的・心理的状态等を示すこととする。

2 アニマルウェルフェアを推進するにあたっては、国内外の関係法令の遵守に努め、世界動物園水族館協会（WAZA）及び日本動物園水族館協会（JAZA）の定める規程・基準に準拠する。

（責務）

第3条 横浜市動物管理要綱に定める横浜市立動物園の動物管理者（以下「管理者」とする。）は、動物を飼育するにあたり、動物種の区別なく本規程、および前条第2項の規程・基準の趣旨にそった飼育をし、栄養、環境、健康、行動、精神状態の5つの領域モデルを活用し、飼育下のアニマルウェルフェアの状態を科学的根拠に基づいて観察・評価を行い、必要な体制整備や職員の正しい知識と技術習得に努め、安全管理等を行うことにより、アニマルウェルフェアの向上に尽力しなければならない。

（飼育管理）

第4条 管理者は、飼育動物の種類、年齢、生理的状态、季節に応じて、適切に栄養を管理する。

- (1) 衛生的な餌と水を提供し、その方法も動物種や頭数、習性に応じて工夫すること。
- (2) 餌探索行動及び採餌行動を促進し、健康を維持できるように提供方法を工夫すること。
- (3) 各動物種の野生での採餌内容を調査し、適切な栄養価の飼料の研究開発を推進すること。
- (4) 生きた動物を餌として他の動物に給餌する際には、餌となる動物の苦痛を軽減し、給餌対象動物のアニマルウェルフェアにとって必要な場合のみ実施すること。また、餌となる動物の飼育環境についても、アニマルウェルフェアに配慮し、清潔な飼育環境と水と餌の提供をおこなうこと。

2 必要な運動、休息を確保させ、健全な身体的成長と本来の行動様式の適正な発達を促す条件の確保に努めること。

3 必要な知識技術をもつ専門職員が飼育管理を行うとともに、飼育動物のハズバンダリートレーニング（受診動作訓練等）は健康管理を主な目的とし、動物の自発的な行動を促す方法によることを原則とすること。

4 個体識別など飼育管理に必要な処置を実施する際は、アニマルウェルフェアに十分配慮すること。

5 飼育・展示動物に対して終生飼育に努め、必要に応じて疾病、負傷、妊娠、分娩、幼齢動物、高齢動物など特殊な状況への対応を目的とした飼育計画を備えること。

6 疾病、傷害等により、アニマルウェルフェアが著しく侵害され、回復の見込みがないと判断される場合においては、国際基準に準じた苦痛を伴わない方法を用いて獣医師の管理下で、別に定める致死処置の判定基準および決定等に関する運用基準を選択できるものとする。

(動物への配慮)

第5条 管理者は、動物が本来もつ多様な行動を飼育下でも発現できる機会を与えるよう努めること。

- (1) 身体的かつ精神的な活動を刺激し、健全な行動を維持できる環境エンリッチメントを提供すること。
 - (2) 環境エンリッチメントを継続的に行い十分に機能させるために、実施を計画・承認する際に必要な申請方法などルールを作成し、飼育マニュアルを整備し、定期的に更新すること。
 - (3) 導入した環境エンリッチメントの効果を科学的に検証・評価し、改善及び再実施に活かすこと。
- 2 群れを形成する生態等、動物種に特有の生態及び年齢構成や性比等を考慮して飼育及び展示をおこなうこと。
- 3 来園者に環境エンリッチメントの重要性を提示し、アニマルウェルフェアへの理解を深める機会を提供すること。

(飼育環境整備・展示)

第6条 横浜市および管理者は、動物種に適する規模と構造を有し、本来の生態及び行動の発現を促すことができるように努める。なお、必要な飼育環境の整備にあたっては、動物の保全繁殖並びに展示計画、実際に展示する個体の状況等を考慮した上で、修繕工事や施設改良工事等に合わせ実施する。

- (1) 動物種の特性や展示する個体の状況を科学的根拠に基づき正しく理解し、飼育展示施設のデザインに反映させるよう努めること。
 - (2) 動物の種毎に適切な飼育空間を確保し、清掃等で清潔な環境維持に努めること。
 - (3) 寝室、排せつ場、水浴び場、止まり木及び出産営巣場所等の設備及び快適な休息空間を確保すること。
 - (4) 同居する個体や来園者からの隠れ場所が随時選択できるように工夫すること。
 - (5) 日照、風雨等を遮る空間を確保すること。
 - (6) 動物の種毎に適切な温度、通風、明るさ等を保持すること。
 - (7) 適切な衛生基準を維持できる構造とすること。
 - (8) 身体への傷害及び病虫害等から動物を保護し、飼育動物の安全と健康を確保すること。
 - (9) 必要な時に動物を一時的に隔離できる場所又は施設を確保すること。
- 2 来園者に対しては、動物種本来の生態が正しく理解されるように動物の自然な行動に基づいた展示と解説等に努めること。また、動物の生態や生息環境、展示する個体ごとの状況等の情報と合わせて、科学的なアニマルウェルフェアの取組について説明し、関心を深められるようにすること。

(獣医学的管理)

第7条 管理者は、飼育動物の健康の維持等にあたり、次の取組みを実施する。

- (1) 適切な医療、診断、検査により、日常の健康管理に努めること。
 - (2) 病気や怪我に対して、迅速に獣医学的対応が実施できる体制を整えること。
 - (3) 新規入園動物、職員、来園者及び野生動物等からの病気の侵入防止を含む予防対策を実施すること。
- 2 病気やケガをした動物に対して適切な処置を行うとともに、死亡した場合には原因究明を図ること。
- 3 飼育動物、野生動物の処置や野生復帰は、生態系への影響にも配慮すること。

(繁殖計画・保全収集計画)

第8条 横浜市および管理者は、国内及び国際血統登録を推進するとともに、国際的な繁殖計画又は地域の繁殖計画がある種については、導入前に国内外の計画調整者と調整を図り、長期間にわたる飼育下個体群の維持と遺伝的多様性の確保に努める。

- 2 動物の繁殖及び収集にあたっては、目的、施設収容力、血縁などに配慮した長期的な飼育下繁殖計画や保全収集計画を策定するとともに、繁殖方法及び収集方法に関してもアニマルウェルフェアに十分配慮すること。
- 3 飼育下個体群の管理のために避妊等を行う場合は、アニマルウェルフェアに考慮した適切かつ安全な技術と方法を選択すること。
- 4 動物を収集する場合は、飼育下で繁殖した動物を導入することを基本とするが、特定の保全計画や教育又は研究等を目的とする場合にはその限りではない。その場合は、野生個体群や社会集団に極力に影響を及ぼさないことを前提とすること。
- 5 動物の導入にあたっては、健康状態を注意深く観察するとともに、飼育環境への順化及び順応を図ること。
- 6 動物を移動する際は、受入機関が適切な施設と職員、能力を有していることを確認すること。
- 7 動物の輸送の際は、法令を遵守し、動物の特性、輸送する季節や時間、空腹及び渇水等に配慮し、必要に応じて専門職員を随伴させること。また、移送動物の健康状態や飼料等の情報を添付すること。

(保全活動)

第9条 管理者は、種の保全を行う場合には、科学的なアニマルウェルフェアへの十分な配慮に努める。

- 2 野生動物を保護する場合又は野生復帰（再導入）を行う場合には、その個体のアニマルウェルフェアの低下及び生態系への影響を最小限にするよう努める。また、生物多様性の保全に関する活動の成果を随時確認し、科学的に評価すること。
- 3 生息地で保全活動を行う団体とアニマルウェルフェアの知識や技術において交流するとともに協力すること。

(調査・研究)

第10条 管理者は、動物を活用する研究においては、期待される成果とアニマルウェルフェアに対する影響の両面を評価し、研究成果が学問のみならず種の保全においても有益であることを確認するとともに、可能な限りアニマルウェルフェアを損なうことのない研究計画を作成する。

- 2 研究成果はあらゆる手段を用いて可能な限り公開し、アニマルウェルフェアの促進にも役立てること。

(飼育展示動物と来園者等との交流)

第11条 管理者は、動物の行動を著しく歪める又は制限するような参加型体験や教育活動は行わない。

- 2 参加型体験や教育活動においては、アニマルウェルフェアへの配慮について参加者に説明するとともに、生物多様性の保全に対する理解を深める内容である事を確認すること。
- 3 参加型体験や教育活動において飼育動物を活用する場合は、アニマルウェルフェアに配慮するとともに参加型体験を目的とした人工育雛や人工哺育は行わないこと。
- 4 すべての飼育動物との相互関係（世界動物園水族館協会（WAZA）が提唱した「Visitors-Animals Interaction」）に係る参加型体験（動物との「ふれあい」や「給餌体験」など）については、動物の状態（生理や心理）を考慮しつつ、動物の受ける身体的及び心理的ストレス等を科学的に検証し、ハ

ンドリング等の飼育技術や方法を改善しながら、実施の是非や適正な実施方法を常に検討すること。

- 5 家畜等をもって参加型体験を実施する場合は、アニマルウェルフェアに十分に配慮しつつ、人間とその動物種との関りについての歴史など社会科学的教育や情操教育等目的に合わせた教育活動に努めること。
- 6 飼育動物にデモンストレーションをさせる場合には、デモンストレーションと訓練について、動物の自主性を尊重して、動物の生態、習性等に配慮し、動物を殴打し酷使する等の虐待とならないようにすること。

(職員の技術向上)

- 第 12 条 管理者は、アニマルウェルフェアに関する研修プログラムを充実させるとともに、動物の飼育管理に関する最新知見の収集に努め、高水準の技術を維持し、継続的に改善する。
- 2 動物管理のためのハズバンダリートレーニング（受診動作訓練等）に対する理解を深めるため、新しい理論と技術を身に着けるべく必要な研修を実施し、OJT 等を通じた技術継承を図ること。
 - 3 アニマルウェルフェアに関する外部技術研修への職員の参加を支援し奨励すること。
 - 4 アニマルウェルフェアに関する国内・国際会議等への職員の参加を支援し、交流を図ることで職員の技術向上を図るとともに、情報交流及び情報発信に役立てること。
 - 5 獣医師の診療及び治療分野についても、アニマルウェルフェアに基づいた新しい知見と技術習得のため、技術研修等への職員の参加を支援し、知識と技術の向上を図ること。

(パートナーシップ)

- 第 13 条 管理者は、アニマルウェルフェアにおいて、他施設のアニマルウェルフェアを支援し専門家として助言できる存在となるよう努める。
- 2 大学、研究機関又は他の動物飼育施設と協力し、アニマルウェルフェアと生物多様性保全に関する普及に努めること。
 - 3 常に活用できるようにアニマルウェルフェアに関する情報を管理及び更新し、他の施設との協働を推進できるように各種情報を提供すること。
 - 4 本規程を遵守するため、アニマルウェルフェアに関わる専門家や関連団体と連携し、アニマルウェルフェアの評価及び見直しに努めること。

(検証)

- 第 14 条 管理者は、アニマルウェルフェアに関する取組に関して、施設毎に、独自のチェックを行い、その取組状況を横浜市に報告する。

(その他基準)

- 第 15 条 細目はこの規程に定めるもののほか、致死的処置の判定基準及び決定等に関する運用基準を「横浜市立動物園における飼育動物の飼育管理の処置に関する指針」として別に定める。